

国立病院機構熊本医療センターボランティア

活動受入規程

(目的)

第1条 本規程は、国立病院機構熊本医療センター（以下「病院」という。）においてボランティア活動を希望する個人又は団体を 広く受け入れ円滑に活動できるよう支援し、地域社会とともに患者さまを側面から支援し、病院での療養生活を充実させるために、ボランティア活動に関する必要事項を定め、もってボランティア活動の円滑な受入並びに一人ひとりの患者さまによりきめ細やかなサービス提供及び病院運営の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、病院内において医師、看護師をはじめとする病院職員と協力して、患者さまが少しでも良い状況で治療を受けることができるように、自発的に無報酬で有形又は無形の支援を提供することをいう。

2 ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）とは、ボランティア活動を円滑に実施するためにの連絡調整等を任務とする者をいう。

(ボランティア支援室)

第3条 ボランティア活動の円滑な受け入れ及び院内各部門との連絡調整等を行うため、国立病院機構熊本医療センター内にボランティア支援室を設置する。

2 ボランティア支援室の運営に当たって必要な事項は、別に定める。

(ボランティア活動の申込み)

第4条 ボランティア活動を申し込む者は、「ボランティア活動登録申込書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、ボランティア支援室に提出しなければならない。

2 不定期なボランティア活動を申し込む者は、「ボランティア活動参加申込書（様式2）」に必要事項を記入のうえ、ボランティア支援室に提出しなければならない。

(ボランティア活動の承認)

第5条 前条の参加申込みがあったときは、ボランティア支援室職員による面接を行い、国立病院機構熊本医療センターボランティア運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮ったうえで、院長が承認するものとする。

2 前項により承認されたときは、コーディネーターは「ボランティア活動者名簿」に登録しなければならない。

3 運営委員会の運営に当たって必要な事項は、別に定める。

(ボランティア活動に対する病院の責務)

第6条 病院職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ボランティア活動に参加する者に感謝の念を持って接しなければならない。

二 登録されたボランティア活動以外のことをボランティア活動に参加する者に強要してはならない。

三 ボランティア活動に参加している者からの要望等に対しては、真摯に誠意を持って対応しなければならない。

2 院長は、ボランティアの活動の内容及び形態により、支障のない範囲で必要とする物品等の提供に努めるものとする。

3 物品等の修理及び部品交換等の実費を必要とするボランティア活動については、病院の負担とする。

(ボランティア活動参加者の責務)

第7条 ボランティア活動に参加する者は、「ボランティア活動参加者のしおり(別紙2)」を厳守し、その旨を「ボランティア誓約書(別紙1)」により誓約しなければならぬ。

2 ボランティア活動に参加する者は、ボランティア活動中に弁済の責任が生じたときのために「ボランティア保険」に加入しなければならない。

(ボランティア総会)

第8条 院長は、少なくとも年1回(3月)ボランティア総会を開催するものとし、その出席者は次の各号に掲げる者とする。ただし、ボランティア活動に際し報告すべき事項がないとき及びボランティア表彰に該当する者がいないときは、この限りでない。

- 一 院長、看護部長及び事務部長
- 二 運営委員会委員
- 三 当該年度にボランティア活動に参加した者
- 四 その他院長が認めた者

2 総会において、ボランティア支援室長は当該年度のボランティア活動状況の報告を行う。

3 総会において、ボランティアの表彰を行う。

(ボランティアの教育研修)

第9条 院長は、ボランティア活動者名簿に登録されている者を対象とした教育研修会を適宜開催するものとする。

2 院長は、職員のボランティア活動に関する認識を高めるため、病院職員を対象とした教育研修会を年1回開催するものとする。

3 コーディネーターは、前項の教育研修計画を看護部と協議・連携し、企画・立案するものとする。

(ボランティアの表彰)

第10条 院長は、ボランティア活動に参加し貢献した個人又は団体に対して、国立病院機構熊本医療センターボランティア活動表彰規程(以下「ボランティア表彰規程」という。)に基づき、表彰する。

2 ボランティア表彰規程の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

(ボランティア活動者の健康及び安全確保)

第11条 院長は、定期的にボランティア活動に参加する者に対して、ボランティア活動を行ううえで必要な検査項目について、職員の定期健康診断にあわせて実施するものとする。

2 ボランティア活動に登録者されている者が、感染性疾患に罹患した場合には、当該感染性疾患の感染のおそれが消滅するまでの間、病院内におけるボランティア活動を禁止する。

3 病棟内で感染性疾患が発生した場合には、当該感染性疾患の感染のおそれが消滅するまでの間、当該病棟内でのボランティア活動を禁止する。

4 第2項及び第3項に規定する活動を禁止するときは、運営委員会の意見を踏まえ、院長が決定する。

5 院長は、ボランティア活動中に起因する傷害に対して、誠意をもって対応するものとする。

(事故又は過失)

第12条 ボランティア活動に参加している者が、故意又は重大な過失により、患者さま又は病院に損害を与えたときは、その一部又は全部を弁償しなければならない。

2 病院職員が、故意又は重大な過失により、ボランティア活動に参加している者に対し損害を与えたときは、病院はその一部又は全部を弁償するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるほか、必要な事項は院長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、従前の「国立病院機構熊本医療センターボランティア活動の受け入れに関する規程」は、廃止する。

国立病院機構熊本医療センターボランティア

支援室運営規程

(目的)

第1条 国立病院機構熊本医療センターにおけるボランティア活動の円滑な受け入れ及び推進が図られるよう、院内各部門との連絡調整、院外の諸機関への協力要請・連絡調整を行うとともに、患者さまを側面から支援することできめ細やかな患者サービスの提供を推進するため、国立病院機構熊本医療センター内にボランティア支援室を設置する。

(構成員)

第2条 ボランティア支援室は、次に掲げる職員をもって構成する。

副院長、副看護部長、外来師長、病棟師長（1名）、
管理課長、庶務係長、外来係長、医療社会事業専門員、
ボランティアコーディネーター

- 2 室長は副院長、室長補佐は副看護部長及び管理課長をもって充てる。
- 3 室長補佐は、室長を補佐し、室長に事故があったときは、その職務を代行する。
- 4 室長は、必要に応じて第1項の構成員以外の者を室員に加えることができる。

(業務)

第3条 ボランティア支援室の主な業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ボランティアの活動内容に関すること
- 二 ボランティアの募集、受け入れ及び参加者の登録に関すること。
- 三 ボランティア活動に対する職員等への啓発に関すること。
- 四 ボランティア活動参加者からの意見収集及びそれらの病院運営への反映に関すること。
- 五 ボランティア活動参加者の教育並びに研修の企画、運営に関すること。
- 六 ボランティア総会に関すること。
- 七 ボランティア活動参加者に対する表彰に関すること。
- 八 ボランティア活動参加者の健康及び安全の確保に関すること。
- 九 その他、室長が必要と認めた事項に関すること。

(ボランティア支援室会議)

第4条 前条の業務が円滑に推進するために、ボランティア支援室会議を月1回開催するものとし、その他必要に応じて室長が招集するものとする。

(ボランティアの活動状況報告)

第5条 ボランティアの活動状況について、毎月1回幹部会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 ボランティア支援室の庶務は、ボランティアコーディネーターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程の定めるほか、必要な事項については別に室長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

国立病院機構熊本医療センター

ボランティア運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、国立病院機構熊本医療センターボランティア運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

副院長、地域医療連携室長、副看護部長、管理課長、
経営企画室長、ボランティアコーディネーター

- 2 委員長は副院長、副委員長は副看護部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じて第1項の構成員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(開催)

第3条 委員会は、年3回（4月、10月及び3月）定期に開催する。

- 2 前項の定期開催のほか、委員長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

(審議事項)

第4条 委員会においては、次の各号の事項について審議を行う。

- 一 ボランティア支援室の運営に関すること。
- 二 ボランティア活動参加者の承認に関すること。
- 三 ボランティア表彰者の決定に関すること。
- 四 ボランティアに関すること。

(報告)

第5条 委員長は、委員会における審議内容について院長に報告を行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、ボランティアコーディネーターにおいて処理する。

- 2 ボランティアコーディネーターは、委員会の議事録を作成し、それを保管しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程の定めるほか、必要な事項については別に院長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

国立病院機構熊本医療センター

ボランティア活動表彰規程

(目的)

第1条 国立病院機構熊本医療センターボランティア活動に参加した者又は団体に対し、その功績を讃えその行為に報いるとともに、今後のボランティア活動への励みになることを期待し表彰することとし、そのため必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 ボランティア活動参加者に対する表彰は、院長表彰とし、感謝状の贈呈を行う。

2 継続的なボランティア活動参加者に対しては、次に該当するものに感謝状を贈呈する。

活動の延べ時間が200時間以上

3 非継続的ではあるが、定期的にボランティア活動に参加する者又は団体については、次に該当するものに感謝状を贈呈する。

活動延べ回数が20回以上で、かつ1回の活動時間が4時間以上

4 個人又は団体による演劇又は演奏等一席のみの実演等については、その都度、感謝状を贈呈する。

5 前各項に規定するほか、院長、ボランティア運営委員会の委員長及び副委員長からの提案に基づき、同委員会の議決を経て表彰することができる。

6 各ボランティア活動の時間又は回数等の記録は、ボランティアコーディネーターが整理保管するものとする。

7 表彰に当たっては、表彰状に副賞を添えることができる。

(被表彰者の選考及び決定)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する被表彰者の選考及び決定は、ボランティア運営委員会においてボランティアコーディネーターからの提案に基づき選考し、院長が決定する。

2 前条第4項に規定する実演等が表彰の選考により難しいときは、事前にボランティア運営委員会の意見を聴いたうえで、院長が決定する。

(表彰式)

第4条 第2条第2項及び第3項に規定するものに対する表彰は、ボランティア総会において行う。

2 第2条第4項に規定するものに対する表彰は、その実演等の場において行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるほか、必要な事項は院長が別に定める事ができる。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。